

身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成 令和 () 歳	男・女				
住所						
①障害名（部位を明記）	呼 吸 器 機 能 障 害	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>	5	2	0	0
5	2	0	0			
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）					
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所					
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）						
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日						
⑤総合所見						
[将来再認定 要（ 年 月）・不要] ※再認定は、将来障害程度の軽減が見込まれる場合のみ必ず記入してください。						
⑥その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 ※診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。						
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない						
注意 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。						

参考

障害程度等級表（解説）

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長組み合わせで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

級別	呼吸器機能障害
1級	動脈血O ₂ 分圧が50Torr以下のもの 指数が20以下のもの 呼吸障害のため指数の測定ができないもの※ 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの
3級	動脈血O ₂ 分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの 指数が20を超え30以下のもの
4級	動脈血O ₂ 分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの 指数が30を超え40以下のもの

※「呼吸困難が強いため、指数の測定が不能」ということで、1級に該当することもあるが、この場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分確認できる必要がある。